

岡田事務所通信

令和3年 **12** 月号 (第196号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

雇用調整助成金特例 令和4年1月より段階的に縮小 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置について、2022年1月から段階的に縮小すると発表しました。1人あたり1万3500円とする日額上限を1~2月は1万1千円、3月は9千円に下げる予定です。助成率は現行を維持します。

また経営が厳しい企業や感染拡大地域に適用する特例は、22年3月までは日額上限1万5千円で据え置きます。4月以降の対応は2月末までに判断するという事です。

賃上げ企業 2年連続で減少 宿泊・飲食にコロナ影響

厚生労働省が発表した賃金引き上げ実態調査によりますと、2021年中に賃上げを実施または予定している企業は前年より0.8ポイント低い80.7%で、2年連続で減少しました。宿泊業や飲食サービス業、娯楽業など一部の業種で新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく出ています。

賃上げの実施状況を業種別でみると、実施割合が高いのは学術研究、専門・技術サービス業(93.7%)、不動産業・物品賃貸業(93.2%)となりました。一方で宿泊業・飲食サービス業が56.5%と最も低く、運輸業・郵便業(64.5%)、生活関連サービス業・娯楽業(66.2%)と続きました。

有給休暇取得率 56.6%で過去最高に 厚労省

厚生労働省が発表した就労条件総合調査によりますと、2020年の年次有給休暇の平均取得率は56.6%で過去最高となりました。前年から0.3ポイント上昇し、労働者1人あたりの平均取得日数は10.1日で前年と同日数になりました。

調査は従業員30人以上の民間企業を対象に実施し、4013社から回答を得ました。産業別にみると「電気・ガス・熱供給・水道業」が73.3%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が45.0%と最も低くなっています。従業員の多い大企業の方が取得率が高い傾向があるということです。政府は25年までに有給休暇の取得率を70%以上にする目標を掲げています。

社員自殺を労災認定 長時間労働でうつ病を発症

2017年に横浜市の工作機械メーカーの社員(当時43)が自殺したのは、恒常的な長時間労働でうつ病を発症したのが原因として、松本労働基準監督署(長野県)が労災認定していたことが分かりました。この社員は亡くなる直前、長女(当時7)を連れて失踪し、2人は遺体で見つかりました。無理心中を図ったとみられます。

労災認定は2020年1月31日付で、発症直前1カ月の時間外労働は123時間でした。代理人弁護士らによりますと、この社員は12年から松本営業所で機械のメンテナンスを担当しましたが、16年5月以降、担当業務の人員が2人から1人に減らされ業務が増加し、同僚からの嫌がらせもあったということです。



- エゾシカ -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【短時間労働者の社会保険適用拡大】

社会保険の適用において加入要件を満たさない短時間労働者について平成 29 年 4 月からの法改正により労使で合意すれば①週の所定労働時間が 20 時間以上、②月の所定内賃金が 88,000 円以上、③雇用期間の見込み 1 年以上等の要件を満たす短時間労働者については加入が可能となりました。適用した後は個々の労働者によって加入するかどうかを選ぶことはできず、要件に該当する短時間労働者はすべて加入する必要があります。なお、現在は従業員「501 人以上」の会社で適用されている短時間労働者への適用が 22 年 10 月に「101 人以上」、24 年 10 月に「51 人以上」の企業にまで広がられます。

事務所より

早いもので今年も残りわずかとなり、師走の慌ただしさも少しずつ感じられる時期となってきました。昨年と同様に今年 1 年も新型コロナウイルスの感染状況に振り回され、閉塞感から抜け出せない年だった気がします。年末へ向け感染状況がかなり落ち着いてきたと思っていたところに、また新たな脅威が発生しそうな気配があり、何度も同じことの繰り返しで気が滅入ってしまいますね。ただ、2 年近くコロナウイルスと対峙する中でその実態の研究は進み、ワクチンや治療薬の開発も急ピッチで行われています。昨年の年末も同様の気持ちでしたが、来年こそは状況が改善し、少しでも明るい気持ちで過ごせるような世の中になっていればと願うばかりです。

人事労務の分野においても新型コロナウイルスの影響は様々な形で出ており、体調不良者への対応、解雇・雇い止めの増加、雇用調整助成金の活用、テレワーク導入の促進等がありますが、このコロナ禍特有の労使トラブルも増えている状況があります。休業させる際の対応、業務不振による労働日数の減少（所得減）、プライベートな旅行や帰省の制限、メンタル不調者の増加等の他、ハラスメント事案もさらに増加傾向にあります。こういった今までになかった労使間のトラブルについては新たなルール作りを進めるとともにそのルールを柔軟に運用できる体制づくりが求められます。さらにコロナ禍におけるコミュニケーション不足が労使トラブルにつながっているケースも見受けられますので、コロナ禍前以上に社内におけるコミュニケーションを重要視することが必要かと思えます。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

建設業者様等におかれましては季節労働者の離職が集中する時期を迎えています。離職手続、資格決定・認定日の確認等でご不明な点等ありましたら、ご連絡下さい。又、季節労働者を冬期間も雇用し、通年雇用にする場合に受給できる可能性がある通年雇用奨励金制度についてもお気軽にご相談下さい。

